

平成二十九年十一月二十八日提出
質問第六六号

両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書

提出者 大西健介

両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書

法務省の出生届の記載要領によれば、「子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処
理上必要ですから、ローマ字を付記してください」となっており、両親とも外国籍の子の出生届を出す際、
名前にひらがなは使用できないこととなっているが、この件について

- 一 両親とも外国籍の子の出生届を出す際、名前にひらがなが使用できない理由を明らかにされたい。
- 二 父母の少なくとも一方が日本国籍の場合には、子も日本国籍を持つのでひらがなを使うことができるこ
と、仮に両親が外国籍であっても子どもに日本的な名前を付けたいと考えひらがなを使うことも考える
と、不当な差別に当たるのではないか。

- 三 今後、両親とも外国籍の子の出生届を出す際、名前にひらがなを使用できるようにすることを検討する
つもりはあるか。

右質問する。